

令和 8 年度第 1 回勝浦市地域公共交通活性化協議会会議次第

日時：令和 8 年 6 月 9 日（火）午後 2 時から

場所：勝浦市役所 4 階 大会議室

1. 開 会

2. 報 告

- （1）令和 7 年度協議会事業報告及び決算報告について（P3～P7）
- （2）令和 7 年度デマンドタクシー運行実績について（P8）

3. 議 題

- （1）協議会役員の改選について（P9～P12）
- （2）勝浦市地域公共交通計画の令和 7 年度評価等結果について
（別冊資料）
- （3）令和 9 年度地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画
認定申請書の提出について（別冊資料）

4. その他

5. 閉 会

令和8年度勝浦市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	所属元役職名	氏 名	備考
1	勝浦市 副市長	竹下 正男	欠席
2	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	福浪 新一	
3	千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当 課長	若林 大祐	
4	勝浦警察署 地域交通課長	相曾 勝也	【代理出席】 藤代 康一
5	夷隅土木事務所 所長	椿原 保彦	【代理出席】 伊藤 貴夫
6	千葉県バス協会 専務理事	成田 斉	
7	千葉県タクシー協会 常任理事 外房支部長	大矢 昌明	欠席
8	東日本旅客鉄道(株) 勝浦駅長	長谷部 雄輝	
9	小湊鉄道(株) バス部長	深山 宏樹	
10	日東交通(株) 鴨川営業所長	岩寄 稔郎	
11	エミタスタクシー南総(株) 取締役支配人	古川 実	
12	小湊鉄道労働組合 書記長	清水 崇志	
13	勝浦市区長会連絡協議会 上野地区会長	関 利幸	
14	勝浦市区長会連絡協議会 総野地区会長	渡邊 和夫	
15	勝浦市民生委員児童委員協議会 会長	鈴木 栄	
16	勝浦市社会福祉協議会 監事	鈴木 康弘	欠席
17	勝浦市 都市建設課長 (市道・道路管理担当)	佐近 久	欠席
18	勝浦市 福祉課長 (障害者福祉担当)	吉田 智絵	欠席
19	勝浦市 学校教育課長 (学校教育担当)	紫関 左恭	
20	勝浦市 高齢者支援課長 (高齢者福祉・支援担当)	松本 里奈	欠席

令和8年度 第1回勝浦市地域公共交通活性化協議会 座席表

エミタタクシー南総(株) 取締役支配人 古川 実	小湊鉄道(株) バス部長 深山 宏樹
勝浦警察署 地域交通課庶務係長 藤代 康一(代理出席)	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官 福浪 新一
夷隅土木事務所 調整課長 伊藤 貴夫(代理出席)	千葉県総合企画部 交通計画課 地域公共交通担当課長 若林 大祐
勝浦市 区長会連絡協議会 上野地区会長 関 利幸	千葉県バス協会 専務理事 成田 斉
勝浦市 区長会連絡協議会 総野地区会長 渡邊 和夫	東日本旅客鉄道(株) 勝浦駅長 長谷部 雄輝
勝浦市民生委員 児童委員協議会 会長 鈴木 栄	日東交通(株) 鴨川営業所長 岩寄 稔郎
学校教育課長 紫関 左恭	小湊鉄道労働組合 書記長 清水 崇志
【事務局】 企画課 政策推進係 忍足・植村	【事務局】 企画課長 水野 伸明
【オブザーバー】 ランドブレイン(株) 小久保 博 土屋 大樹	

令和7年度 勝浦市地域公共交通活性化協議会 事業報告書

会議開催

■開催日 ①令和7年6月25日 勝浦市役所4階大会議室

報 告

- (1) 令和6年度協議会事業報告及び決算報告について
- (2) 令和6年度デマンドタクシー運行実績について
- (3) デマンドタクシー利用者アンケートの実施について
- (4) 「ノッカルかつうら」実証運行状況について

議 題

- (1) 令和8年度地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請書の提出について

■開催日 ②令和7年8月25日 勝浦市役所4階大会議室

報 告

- (1) 「ノッカルかつうら」実証運行状況及び今後のスケジュールについて

議 題

- (1) 勝浦市地域公共交通計画の令和6年度評価等結果について

■開催日 ③令和7年12月22日 勝浦市役所4階大会議室

報 告

- (1) デマンドタクシー利用者アンケートの結果について

議 題

- (1) 「ノッカルかつうら」有償化について

■開催日 ④令和8年1月30日 勝浦市役所4階大会議室

報 告

- (1) 地域公共交通計画における実施事業の進捗状況について

議 題

- (1) 会長職について
- (2) 自家用有償旅客運送（ノッカルかつうら）に係る新規登録申請について
- (3) 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

■開催日 ⑤令和8年3月25日 勝浦市役所4階大会議室

報 告

- (1) 自家用有償旅客運送（ノッカルかつうら）の新規登録について
- (2) 地域公共交通計画推進業務について
- (3) 地域公共交通計画の策定について

議 題

- (1) 令和8年度協議会事業計画（案）及び予算（案）について

事業内容

- 令和8年度地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画の提出（令和7年6月）
- 令和7年度地域公共交通確保維持事業に係る事業評価の提出（令和8年1月）
- 勝浦市地域公共交通計画推進業務（ランドブレイン株式会社）
 - ・地域公共交通計画の進捗評価・見直し
 - ・公共交通を利用したお出かけツアー及び路線バス乗り方教室の開催
 - ・モビリティ・マネジメントセミナーの開催
- 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る無償実証運行
- 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る新規登録申請（令和8年1月）
- 地域公共交通計画に係る実施事業の進捗確認・事業評価（令和7年8月）
- デマンドタクシー利用者アンケートの実施（令和7年7月～8月）

令和7年度 勝浦市地域公共交通活性化協議会 収支決算書

1 歳 入

(単位：円)

科 目	予算現額			収入済額	比較	備考
	当初予算額	補正額	計			
1 負担金	314,000	0	314,000	314,000	0	勝浦市地域公共交通活性化協議会負担金
2 補助金	4,331,000	0	4,331,000	3,523,000	△ 808,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (国⇒協議会)
4 諸収入	0	0	0	429	429	預金利息
合 計	4,645,000	0	4,645,000	3,837,429	△ 807,571	

2 歳 出

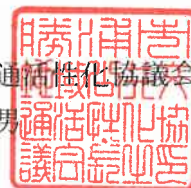
(単位：円)

科 目	予算現額			支出済額	不用額	備考
	当初予算額	補正額	計			
1 運営費	314,000	0	314,000	228,010	85,990	
1 会議費	300,000	0	300,000	221,740	78,260	委員報酬 187,000 委員旅費 34,740
2 事務費	14,000	0	14,000	6,270	7,730	振込手数料 6,270
2 事業費	4,331,000	0	4,331,000	3,523,000	808,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (協議会⇒市)
合 計	4,645,000	0	4,645,000	3,751,010	893,990	

歳入総額3,837,429円と歳出総額3,751,010円との差引残額86,419円は、勝浦市一般会計に戻入するものとして、繰越額は0円とする。

令和8年3月31日

勝浦市地域公共交通活性化協議会
会長 竹下 正男



監 査 報 告 書

令和7年度勝浦市地域公共交通活性化協議会収支決算について、関係帳簿、書類等を審査したところ、その内容は正確であり、事務処理も適正であると認めた。

以上について、勝浦市地域公共交通活性化協議会設置規約第14条の規定により報告する。

令和8年3月31日

監査委員

関 正美



監査委員

鈴木 康弘



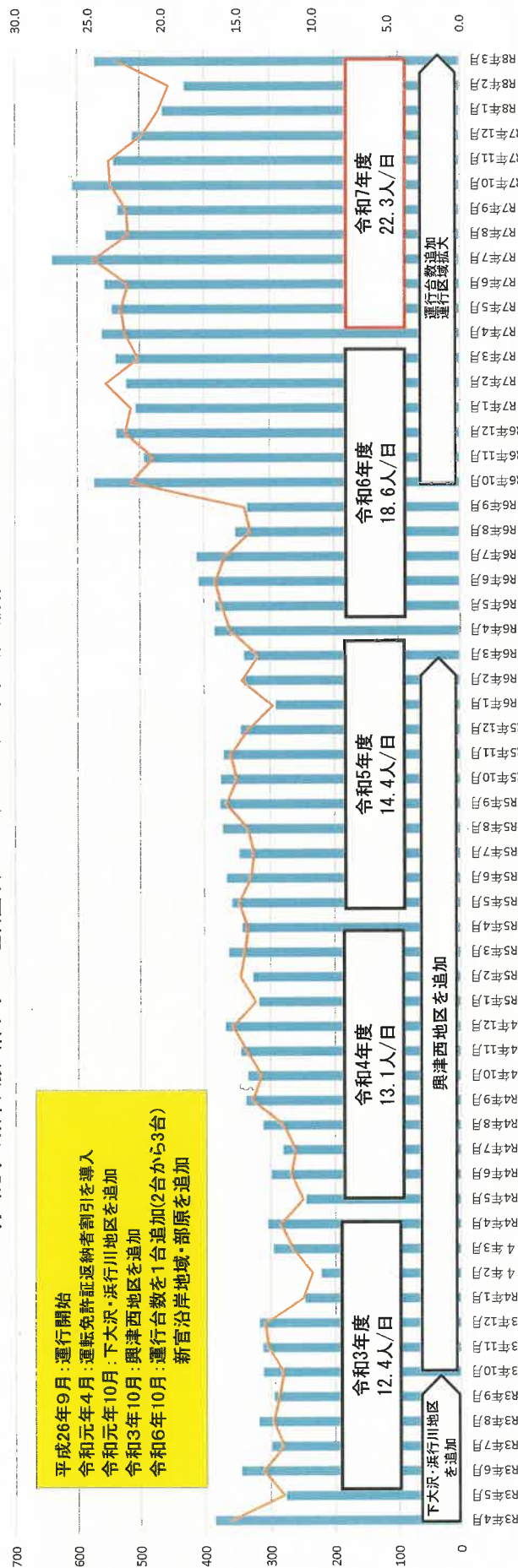
令和8年度 勝浦市地域公共交通活性化協議会 事業計画

事業内容	
■地域公共交通計画に係る実施事業の進捗確認・事業評価	
■令和9年度地域公共交通確保維持改善事業に係る地域公共交通計画認定申請書の提出（令和8年6月）	
■令和8年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価の提出（令和9年1月）	
■地域公共交通計画の策定（令和9年3月）	
会議開催予定	
■開催日	令和8年6月
会 場	未定
議題等	・令和7年度勝浦市地域公共交通活性化協議会事業報告及び決算報告 ・令和7年度デマンドタクシーの運行実績について ・地域公共交通計画の令和7年度評価等結果について ・令和9年度地域公共交通確保維持改善事業に係る地域公共交通計画認定申請について ・地域公共交通計画の策定について
■開催日	令和8年10月頃
会 場	未定
議題等	・ノッカルかつうらについて ・地域公共交通計画の策定について ・地域公共交通計画における実施事業の進捗状況について
■開催日	令和8年12月頃
会 場	未定
議題等	・地域公共交通計画の策定について ・地域公共交通計画における実施事業の進捗状況について
■開催日	令和9年1月頃
会 場	未定
議題等	・令和8年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について ・地域公共交通計画の策定について ・地域公共交通計画における実施事業の進捗状況について
■開催日	令和9年3月頃
会 場	未定
議題等	・令和9年度勝浦市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）及び予算（案）について ・地域公共交通計画の策定について ・地域公共交通計画における実施事業の進捗状況について

デマンドタクシー運行実績

1月当たりの乗車人数 (棒グラフ・左目盛り)

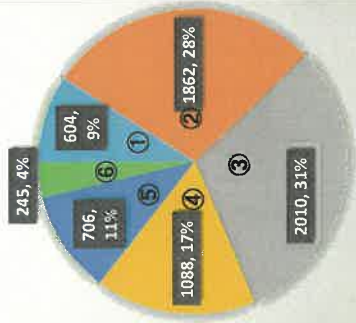
1日当たりの乗車人数 (折線グラフ・右目盛り)



曜日別・乗車人数



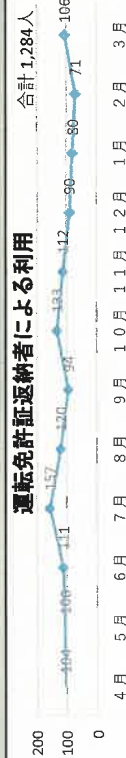
便別・乗車人数



目的地別・乗車人数



運転免許証返納者による利用



運転免許証返納者の利用割合

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
割合	10.5%	13.5%	15.0%	20.4%	19.7%

【令和7年度運行実績】

- 運行日数 292日
- 乗車人数 6,515人 (前年度比+1,073人)
- 1日当たり乗車人数 22.3人 (前年度比+3.7人)

【考察】

・路線バスの再編に対応するため、令和6年10月より、運行台数を2台体制から3台体制へ拡充及び運行区域を拡大し、年間の乗車人数及び1日当たりの乗車人数ともに増加している。一方で、6便(16:30)の利用が他の便と比べて少ない傾向である。また、昨年度実施した利用者がアンケートや利用者からの聞き取りで、予約締め切り時間や運行時間、運行曜日についてなど様々な要望がある。

・利便性の向上及び費用対効果の向上を図るため、利用者の利用実態ニーズを把握しながら、より効果的かつ効果的な運用方法について、運行事業者と協議しながら、継続的に検討・見直しを行う必要がある。

・令和6年10月以降、運行区域の拡大により御宿町との往来が可能となり、御宿町との行き来による乗車人数は1,676人であった。これは年間全体乗車人数の25.7%を占めており、昨年10月から3月までの割合(19.6%)と比較して増加していることから、広域的な移動手段として一定の需要があることがうかがえる。

・今後、高齢化の進行に伴い、運転免許証返納者の増加が見込まれることから、移動手段の確保はより重要になると考えられる。そのため、引き続き、運転免許証返納者に対する制度周知を行うとともに、認知向上を図っていく必要がある。

勝浦市地域公共交通活性化協議会設置規約第6条及び第14条の規定により、会長は勝浦市副市長をもって充て、副会長（2名）は会長が指名し、監査委員（2名）は会長が任命することとなっている。

	所属元役職名	氏 名	改選後役職名
1	勝浦市 副市長	竹下 正男	会長
2	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	福浪 新一	
3	千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当 課長	若林 大祐	
4	勝浦警察署 地域交通課長	相曾 勝也	
5	夷隅土木事務所 所長	椿原 保彦	
6	千葉県バス協会 専務理事	成田 斉	
7	千葉県タクシー協会 常任理事 外房支部長	大矢 昌明	
8	東日本旅客鉄道(株) 勝浦駅長	長谷部 雄輝	
9	小湊鉄道(株) バス部長	深山 宏樹	
10	日東交通(株) 鴨川営業所長	岩寄 稔郎	
11	エミタスタクシー南総(株) 取締役支配人	古川 実	
12	小湊鉄道労働組合 書記長	清水 崇志	
13	勝浦市区長会連絡協議会 上野地区会長	関 利幸	
14	勝浦市区長会連絡協議会 総野地区会長	渡邊 和夫	
15	勝浦市民生委員児童委員協議会 会長	鈴木 栄	
16	勝浦市社会福祉協議会 監事	鈴木 康弘	
17	勝浦市 都市建設課長 (市道・道路管理担当)	佐近 久	
18	勝浦市 福祉課長 (障害者福祉担当)	吉田 智絵	
19	勝浦市 学校教育課長 (学校教育担当)	紫関 左恭	
20	勝浦市 高齢者支援課長 (高齢者福祉・支援担当)	松本 里奈	

勝浦市地域公共交通活性化協議会設置規約

(目的)

第1条 勝浦市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所庁舎内に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項についての協議
- (2) 交通計画及び事業計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 交通計画及び事業計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 交通計画及び事業計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 市の総合的な交通施策に関する事項についての協議
- (6) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項についての協議
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なことについての協議

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により組織する。

- (1) 副市長又は市長の指名する市職員
- (2) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (3) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (4) 勝浦警察署長又はその指名する者
- (5) 夷隅土木事務所長又はその指名する者
- (6) 社団法人千葉県バス協会会長又はその指名する者
- (7) 千葉県タクシー協会会長又はその指名する者
- (8) JR東日本旅客鉄道株式会社勝浦駅長又はその指名する者
- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (10) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (11) 一般旅客自動車運送事業者労働組合代表又はその指名する者
- (12) 市民及び利用者の代表
- (13) その他協議会の運営上必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。
- 3 前項以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、勝浦市副市長をもって充て、副会長は2名とし委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

4 委員は、会長が認める場合に限り、会議への出席及び議決権の行使を、当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。

5 協議会の議決は出席委員の多数決をもって決する。なお、採決の結果可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、協議会の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、勝浦市企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が任命する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第16条 協議会等に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第17条 委員等が協議会等に出席し、又は協議会の職務のため旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長が認めるものの実費額とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年7月9日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第5条の規定にかかわらず、最初の委員任期は、平成27年3月31日までとする。

(会議招集の特例措置)

3 第7条第1項の規定にかかわらず、第1回協議会は勝浦市が招集する。

附 則

この規約は、令和4年6月22日から施行する。

5 計画の目標及び実施事業

(1) 計画の目標

3つの「地域公共交通の基本方針」を実現するため、達成すべき計画の目標を下記のとおり定める。

【地域公共交通の基本方針】

基本方針1
：広域アクセスや公共交通機関同士の相互連携による利便性の高い公共交通網の構築を目指す

【計画の目標】

目標①：市内の移動支援の充実
路線バス、デマンドタクシー及びタクシーなど公共交通、これら公共交通を補完する高齢者タクシー利用料助成事業等により、市内の移動支援を充実させ、交通弱者等の移動手段の確保を目指す。

目標②：移動ニーズに即した広域アクセスの強化
東京圏や近隣自治体へのアクセス強化や、市民ニーズが高い施設への移動支援の充実を図るよう、JR 外房線や高速バス（安房小湊・御宿～東京線）、路線バスの利便性向上により、勝浦市と市外を結ぶ広域交通網の強化を目指す。

目標③：利便性の高い公共交通環境の整備
各公共交通機関同士の連携に資するため、交通結節点での乗り継ぎ円滑化のための機能向上を目指す。また、誰もが安心・安全に移動できる環境の創出を目指す。

目標④
：観光施策と連携した移動支援及び利用促進
勝浦駅周辺等の観光地を連絡する新たな移動支援を行うとともに、観光施設やイベントとの連携による、公共交通の情報提供を充実させ、利用しやすい公共交通を目指す。

目標⑤：地域全体で支える公共交通の構築
地域資源の総動員により、多様な主体との連携を図りながら、公共交通の維持・確保に関する市民意識の醸成や、公共交通サービスの担い手確保などに加え、新たな移動手段の導入について検討を図り、地域で支える持続可能な公共交通網の構築を目指す。

基本方針2
：観光需要を考慮した誰もが利用しやすい環境整備による公共交通の利用促進を目指す

基本方針3
：多様な主体との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す

(2) 実施事業

5つの「計画の目標」の実現に向けて、下記のとおり事業を実施する。

基本方針	目標	事業	実施主体	実施時期(年度)
1 広域アクセスや公共交通機関同士の相互連携による利便性の高い公共交通網の構築を目指す	①市内の移動支援の充実	【1】デマンドタクシーの運行サービス見直し	近隣自治体・企業	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
		タクシーの利用促進	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
	②移動ニーズに即した広域アクセスの強化	【2】タクシーの利用促進 高齢者タクシー利用料助成事業の見直し	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
		【3】JR外房線の利用促進 通勤・通学者を対象として鉄道の利用促進	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
2 観光需要を考慮した誰もが利用しやすい環境整備による公共交通の利用促進を目指す	③利便性の高い公共交通環境の整備	【4】高速バスの利便性向上	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
		【5】路線バスの維持・再編 通学者を対象とした路線バス利用支援	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
	④観光施設と連携した移動支援及び利用促進	【6】亀田総合病院(鴨川市)へのアクセス検討	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
		【7】交通結節点の機能強化	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
3 多様な主体との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を構築を目指す	⑤地域全体で支える公共交通の構築	【8】利用しやすい車両の導入促進	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
		【9】観光施設等との連携サービスの導入	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
	⑥観光施策と連携した移動支援及び利用促進	【10】ICTを活用した効率性及び利便性の向上	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
		【11】分かりやすい運行情報の提供	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
	⑦観光施策と連携した移動支援及び利用促進	【12】観光施設の乗り方新設の開催	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
		モビリティマネージメント活動の展開	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
	⑧観光施策と連携した移動支援及び利用促進	【13】運転手の確保策の実施	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度
		【14】新たな移動手段の検討	勝浦市・勝浦市バス	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

(5) 計画目標の達成状況を評価するための評価指標
計画の達成状況を評価するため、各目標に対し、以下のように評価指標を設定する。

基本方針	目標	評価指標	現状値	目標値	備考
1 広域アクセスや公共交通機関同士の相互連携による利便性の高い公共交通網の構築を目指す	①市内の移動支援の充実	デマンドタクシー1日平均利用者数	12.4人	15.0人	※1
		デマンドタクシーの利用者満足度	53.3%	60.0%	※2
	②移動ニーズに即した広域アクセスの強化	勝浦駅1日平均利用者数	661人	1,000人	※3
		市内停留所における高速バスの年間利用者数	14,633人	26,000人	※4
2 観光需要を考慮した誰もが利用しやすい環境整備による公共交通の利便促進を目指す	③利便性の高い公共交通環境整備	交通結節点整備箇所数	-	2箇所	※5
	④観光施設等との連携による利用促進移動支援及び利用促進	観光施設等との連携による利用促進活動の導入件数	-	1件以上	※6
3 多様な主体との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す	⑤地域全体で支える公共交通の構築	乗り方教室開催回数	-	延12回	※7
		デマンドタクシー運行収支率	8.8%	10.5%	※8
		公共交通への公的資金投入額	2,090万円	2,090万円	※9

※1 勝浦市総合計画「基本計画」(令和4年度中策定予定)の目標値
 ※2 令和3年度デマンドタクシー利用者アンケート調査の総合的な満足度で「満足」+「やや満足」
 ※3 勝浦市総合計画「基本計画」(令和4年度中策定予定)の目標値
 ※4 勝浦市総合計画「基本計画」(令和4年度中策定予定)の目標値
 ※5 勝浦駅及び上総興津駅
 ※6 観光施設や商業施設との連携サービスを1件以上実施
 ※7 乗り方教室を市内小中学校(6校)を対象に各校2回実施
 ※8 令和2年度運行実績
 ※9 現行公的資金投入額:バス路線運行維持補助金1,385万円+デマンドタクシー705万円=2,090万円

6 計画の進行管理

(1) 目標の達成状況の評価及び社会情勢の変化等に伴う計画の見直し

「勝浦市地域公共交通計画」の推進に当たり、交通事業者の運転手の高齢化や担い手の不足などにより、公共交通ネットワークの維持・確保が困難な状況にある中で、今後人口減少社会における交通事業者の生産性の向上へ向けた移動の仕組みや自動運転などの先進技術開発など、「人の移動」に関する社会情勢は大きく変革することが予想される。

このため、社会情勢を踏まえ、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善する「PDCAサイクル」の仕組みにより進行管理を実施し目標の達成を目指す。

本計画のPDCAサイクルの執行は、「勝浦市地域公共交通活性化協議会」において実施し、施策に係る関係者(市民、交通事業者、行政など)が施策効果の検証結果を共有する。

なお、評価・検証については、「毎年実施するPDCA」と、「計画の最終年度に実施する目標達成度に対するPDCA」による二重の組み合わせで進行管理を行う。

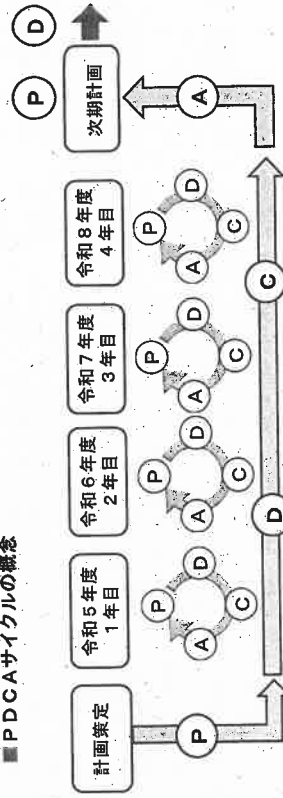
○事業実施状況の評価(年に1回実施)

公共交通への取組や運行状況について、事業の実施状況の評価を毎年度実施する。

○目標達成度の評価(計画期間最終年度に実施)

計画の目標値との比較により、事業の達成状況を検証する。ただし、公共交通の利用ニーズや利便性は、主な目的地である商業施設・病院などの整備、道路改良などのハード整備による周辺状況の変化に影響を受けやすいため、利用状況やニーズなどを把握・分析し、必要に応じて見直し・改善を図る。

■PDCAサイクルの概念



実施方針	実施計画	進捗状況・分析	評価項目	評価基準	評価結果	評価理由	取組状況	備考			
1. 広域アクセス や公共交通機関同 士の相互連携によ る利便性の高い公 共交通網の構築を 目指す	①市内の移動支援の充実	【1】デマンドタクシーの運行サービスの見直し	・路線バス再編に伴い、運行区域拡大及び運行台数を1台増やし、地域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図った。	A デマンドタクシー 1日平均利用者数	15.0人	12.4人	18.6人	22.3人	○	【参考】 デマンドタクシー利用者数 R6:5,442人 R7:6,515人 (前年度比+1,073人)	
			・夜間タクシーの運行(R7.4～R8.3)により、市民及び観光客等の安全かつ効率的な移動手段を確保し、利用促進を図った。								
		【2】タクシーの利用促進	タクシーの利用促進	B デマンドタクシーの 利用者満足度	60.0%	53.3%	—	55.8%	↑		
			高齢者・タクシードライバー・助成事業の見直し・広報等により周知を図った。								
	②移動ニーズに即した広域アクセスの強化	【3】JR外路線の利用促進	JR外路線の利用促進	C 勝浦駅1日平均 利用者数	1,000人	661人	828人	—	—	JR外に対し、千葉線・JR総武線等 使用開始時期及び運賃地域2市2町 と連携を図り利便性確保に努める。乗 降活動を実施していき、乗降活動 利用を促進する。また、乗降活動 時特設乗降場をRや近隣自治体 と連携し、定期券購入補助制度も周知 し利用促進につなげる。	
			通勤・通学者を対象とした鉄道利用に対する支援施策（定額乗車券）を実施した。								
		【4】高速バスの利便性向上	高速バスの利便性向上に向け、昨年度に引き続きバス事業者・乗客双方の利便性向上（金田バスターミナルでの乗降を可能とする要望）※現在協議中	D 市内停留所における 高速バスの 年間利用者数	26,000人	14,633人	19,859人	20,380人	↑		勝浦・東京線の高速バス利便性向上のため、運行事業者に対し金田バスターミナルでの乗降が可能となるよう、引き続き沿線市町と連携を図り、協議を進めていく。
			・勝浦駅においては、電車到着時間に合わせて、路線バスが出発できるほか、他の交通手段との連携を考慮したダイヤ設定及び、乗降の円滑化や利便性の向上を図った。								
③利便性の高い公共交通環境整備	【7】交通結節点の機能強化	交通結節点の機能強化	E 交通結節点 整備箇所数	2か所	—	1か所	1か所	↑	交通事業者と協議をしつつ、スムーズな乗降や夜間タクシー導入により、乗降環境の利便性の高い公共交通環境整備に引き続き努める。また、ユニバーサルデザインに対応した車両については、交通事業者に対し更新時における導入可能性を検討していく。		
		・特になし									
④利用しやすい車両の導入促進	【8】利用しやすい車両の導入促進	利用しやすい車両の導入促進									

【評価の考え方】

○	達成
△	目標値に近づいている
△	目標値から遠ざかっている
—	評価不能・検討段階

[illegible]

【評価の考え方】

○	達成
△	目標値に近づいている
△	目標値から遠ざかっている
—	評価不能・検討段階

様式第1－1（日本産業規格A列4番）

勝 交 活 第 3 号
令和8年6月 日

国土交通大臣 殿

勝浦市地域公共交通活性化協議会
千葉県勝浦市新官1343番地1
会 長 竹 下 正 男

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

勝浦市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
勝浦市地域公共交通計画 72・73・74ページ 御宿町地域公共交通計画 47・48・49ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
勝浦市地域公共交通計画 73ページ 御宿町地域公共交通計画 54ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
勝浦市地域公共交通計画 63・64・78ページ 御宿町地域公共交通計画 52・54ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
勝浦市地域公共交通計画 85・86・87ページ 御宿町地域公共交通計画 51ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

勝浦市地域公共交通計画

(令和5年度～令和8年度)

令和5年(2023年)2月

(令和7年1月改定)

勝 浦 市

2-7 交通事業者アンケート調査

交通事業者を対象に、定性的な利用特性や、現在抱えている課題、利用者などから寄せられている意見・要望などを把握するためのアンケート調査を行った。

調査対象	・ 鉄道：東日本旅客鉄道㈱	・ 高速バス：日東交通㈱
関係者	・ 路線バス、デマンドタクシー：小湊鐵道㈱	・ タクシー：エミタスタクシー南総㈱
調査方法	・ 調査方法…メールか郵送による配布、回収	
	・ 調査期間…令和4年10月中旬～下旬	

【交通事業者アンケート結果のまとめ】

鉄道 (東日本旅客鉄道㈱)	・ 平日は、勝浦駅では通勤者が7～8時頃及び17～18時頃に、中学生が7～8時頃、15～16時頃に多い。鵜原駅、上総興津駅では、中学生の利用が7～8時頃、15～16時頃に多い。休日は、勝浦駅、鵜原駅、上総興津駅で9～12時頃、14～17時頃に観光客の利用が多い。 ・ 地域活性化の取組み（「涼風 勝浦」をPRしマスコミからも注目、駅からハイキングの開催、JREMALL イベント商品発売、イベント開催、レンタルバイクによる二次交通整備等）を行う。 ・ お客さまご利用状況に応じた列車ダイヤの策定、不要設備スリム化の検討を行う。 ・ 利用者からは、次期ダイヤ改正において、運行本数の削減があるのか、ポケットサイズ時刻表が欲しい等の意見が挙がっている。 ・ 勝浦市の地域活性化施策、町づくりに積極的に協力していきたい。 ・ 地域交通として鉄道ネットワークを維持するためには、ステークホルダーの協力が欠かせない。ボランティアによる駅清掃や、駅舎の活用等、マイレールの意識の醸成にもつながる利用促進および維持管理の取り組みにも協力いただきたい。 ・ 地域公共交通会議等を通じ、バス等だけでなく鉄道の課題についても地域と一緒に議論し、地域公共交通計画に鉄道の持続可能性向上に関する課題及び対策の記載なども検討いただきたい。
高速バス (日東交通㈱)	・ 御宿6:02発の便は、「たけゆらの里」「大多喜」「市原鶴舞BT」から通勤者が多い。全体的には高齢者の利用が多い。 ・ 利用者や市民からは、便数を増やしてほしいという意見が挙がっている。 ・ 燃料の高騰につき、燃料費の補助があると良い。
路線バス (小湊鐵道㈱)	・ 平日は、8時頃及び14時～16時頃は通学の児童生徒が、9時～14時頃は買い物や通院の高齢者の利用が多い。休日は、買い物客と観光客が主に利用している。 ・ 路線補助を市から頂く中でも赤字での運行となっており、赤字路線として維持することが難しくなっている。 ・ 乗務員の不足に加え、外房地区は定年後再雇用の嘱託社員が多く、乗務員高齢化問題が内房地区の営業所よりも深刻。 ・ 車両の経年劣化による代替では、大型車両から中型車両へのダウンサイジングを検討するも、各種メーカーのトラブルにより代替が計画通りに行われていない。 ・ キャッシュレス決済は、イニシャル・ランニングコストの両面からICの導入をしても、費用の回収が難しい。IC以外のキャッシュレス決済も含めて導入について検討するが、導入コスト運用コストが回収できるか不安がある。 ・ 人口減少により乗客の減少、コロナウイルス影響で路線収入は減少するも、令和3年度以降、観光客増加の影響もあり、運送収入が好転するも、一般路線においては

	依然赤字路線となっており、コロナウイルス影響前の水準に戻っていない。 ・土日祝日の勝浦駅周辺（朝市の時間帯）夏季の海水浴場周辺は混雑が激しく、定時運行の妨げになっている。 ・勝浦若潮高校前～市役所周辺は道幅が狭く、住宅街でもあるため運転が危険。 ・今後の収支状況によっては路線バス系統の再編、便数の減少、系統や路線を廃止しデマンドエリア拡大も考えたい。 ・経営改善のため運賃の値上げや、人員不足解消に向け、積極的に採用活動の機会を増やすことを検討している。また、労働時間などを見直した新しい雇用体験も検討していく。 ・勝浦ミレーニア線において、昼の時間帯で買い物の時間を長く確保するよう時刻の変更または、増便を望む声が一部市民からあったが、現在の収支状況および人員体制で増便をすることが難しく、また 14 時以降は生徒児童の通学で利用する時間帯となるため、時間移動も難しい。 ・乗務員の不足や高齢化に加え、令和 6 年度からは休息時間も長くなり、今まで通りのバスの運行も厳しくなる。また人口減少により路線バスの収入も減っていくことが予想され、全ての路線をこのまま維持することは難しく、系統・路線を廃止しデマンドへの移行を検討すべき地域も出てくる。その中で、系統・路線の存続自体について市とも話合いたい。
デマンド タクシー (小湊鐵道線)	・病院への通院、およびスーパー等の商業施設への利用が大半。 ・路線バス同様、乗務員の不足と高齢化が課題。 ・ワゴンタイプの輸送のため、狭い道への進入ができず、回転もセダントypeよりもスペースを要する。 ・運行サービスの見直し検討にあたっては、デマンド拡張と路線バスの縮小及びデマンドタクシーの台数および予約システムについて留意が必要。 ・バス路線・系統の廃止と併せたデマンドタクシーの運行エリア拡大についての検討を行いたい。
タクシー (エミスタ クシー南総線)	・車両保有台数は 19 台、運転者数は 18 人、営業時間は 8 時～17 時となっている。 ・利用者は月曜日の午前中、金曜日と土曜日の午前中及び 16 時以降に多く、高齢者の病院や買い物利用が多い。 ・利用者からは、配車希望の電話から時間を要することが多々あり、タクシーの台数や運転手を増やしてほしいとの要望が多く、需要回復に応じて採用活動を再開。 ・高齢者からはタクシー利用料の負担が大きく、福祉券の発行枚数を増やしてほしい等の意見が挙がっている。 ・若手の運転手不足で乗務員の確保が課題となっている。 ・LP ガス以外で稼働する車両の入れ替えで費用が増える見込み。 ・お客様の利便性向上、社内の環境改善の観点から、バリアフリー車両や乗務員確保のための広告宣伝、福利厚生への向上への取組み推進、24 時間営業への変更、クレジットカード支払いへの対応、タクシーアプリ配車への対応等に取り組んでいる。 ・コロナの影響で、経営上のダメージが大きく、安定的な経営維持の見通しが不透明。デマンドバスの拡大にあたっては、タクシー事業の存続も危ぶまれる中で、デマンドバス事業への参入することで、双方の需要バランスを取りながら運営を行っていきたいと考えている。

(2) 公共交通網のあり方

1) 公共交通再編の基本的な考え方

勝浦市の公共交通ネットワークは、基本理念である「生活しやすいまちづくりを支える公共交通網の構築」に向けて、次の5つに事項に重点を置き、効率的で利便性の高い公共交通網の構築を目指す。

- ①広域アクセス（鉄道、高速バス、路線バス）と地域内交通（路線バス、デマンドタクシー）との組合せによる輸送効率の向上の実現
- ②観光ニーズへの対応
- ③亀田総合病院（鴨川市）等市外移動ニーズへの対応
- ④交通結節点の機能強化による公共交通機関同士の相互連携の実現
- ⑤観光資源や商業施設などまちづくりと一体的な公共交通の実現

2) 各公共交通機関の役割

勝浦市は東西に約 14.0 km、南北に約 12.5 kmと東西に長い市域となっており、目的地・外出パターンに合った直行性を追求した公共交通網では、路線長が長大となるため、利便性や効率性などの低下が懸念される。

そのため、各公共交通機関が提供するサービスの特徴を最大限に発揮し、適切な役割分担のもと緊密に連携しながら、効率的で利便性の高い公共交通網の構築を目指す。

デマンドタクシーについては、国土交通省による地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）による補助金を受けて運行を維持する。

■各公共交通機関の機能分担

分類		交通機関	位置付け・役割	移動量・距離※	
				都市間	市内
幹線	広域幹線公共交通	・鉄道（JR 外房線） ・高速バス（安房小湊・御宿～東京線）	・都市間を連絡し、広域的な移動を担う交通	◎	△
	幹線公共交通	路線バス	・勝浦駅と市内や大多喜を結ぶ移動を担う交通	○	○
支線	地域内公共交通	デマンドタクシー	・勝浦市内及び生活圏を一体とする御宿町内への移動手段として、公共交通空白地域・公共交通不便地域の解消を担う交通	△	◎
補完公共交通		タクシー	・ドア・ツー・ドアの少量個別輸送を担う移動手段で、個別のニーズに機動的や柔軟的に対応可能な交通	△	○
特定の利用者などの移動を担う交通		スクールバス、大多喜自動車学校送迎バス、東急ゴルフコース送迎バス、介護タクシー	・通学や教習所、ゴルフなど特定の利用者などの移動を担う交通	△	△

※移動量や距離の長さ…◎：多い（長い）、○：やや多い（やや長い）、△：少ない（短い）

■地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用したデマンドタクシーの位置付け

役割	勝浦市内及び生活圏を一体とする御宿町内における移動手段として、公共交通空白地域・公共交通不便地域の解消を担う交通で、市街地商店街等へのアクセス性の向上により、買い物支援の役割を担う重要な交通である。
維持・確保策	鉄道（JR 外房線）や路線バスとの連絡を確保しながら、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行を行う。
必要性	公共交通空白地域等の解消と利用者要望を反映した公共交通体系の維持・確保のため、市の財政負担だけでは運行の維持が難しく、引き続き地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用により、生活交通手段を確保・維持する必要がある。

3) 交通結節点のあり方

効率的で効果的な地域公共交通網の構築を目指す上で、交通結節点は、幹線、支線、補完公共交通の接続性を高める重要な役割を担うため、情報提供、乗継負担の軽減などを考慮する必要がある。交通結節点は、幹線同士、あるいは幹線・支線の乗継が可能な場所で、「勝浦市都市計画マスタープラン」の将来都市構造で「都市交流拠点」や「地域交流拠点」に位置付けられている「勝浦駅」と「上総興津駅」とする。



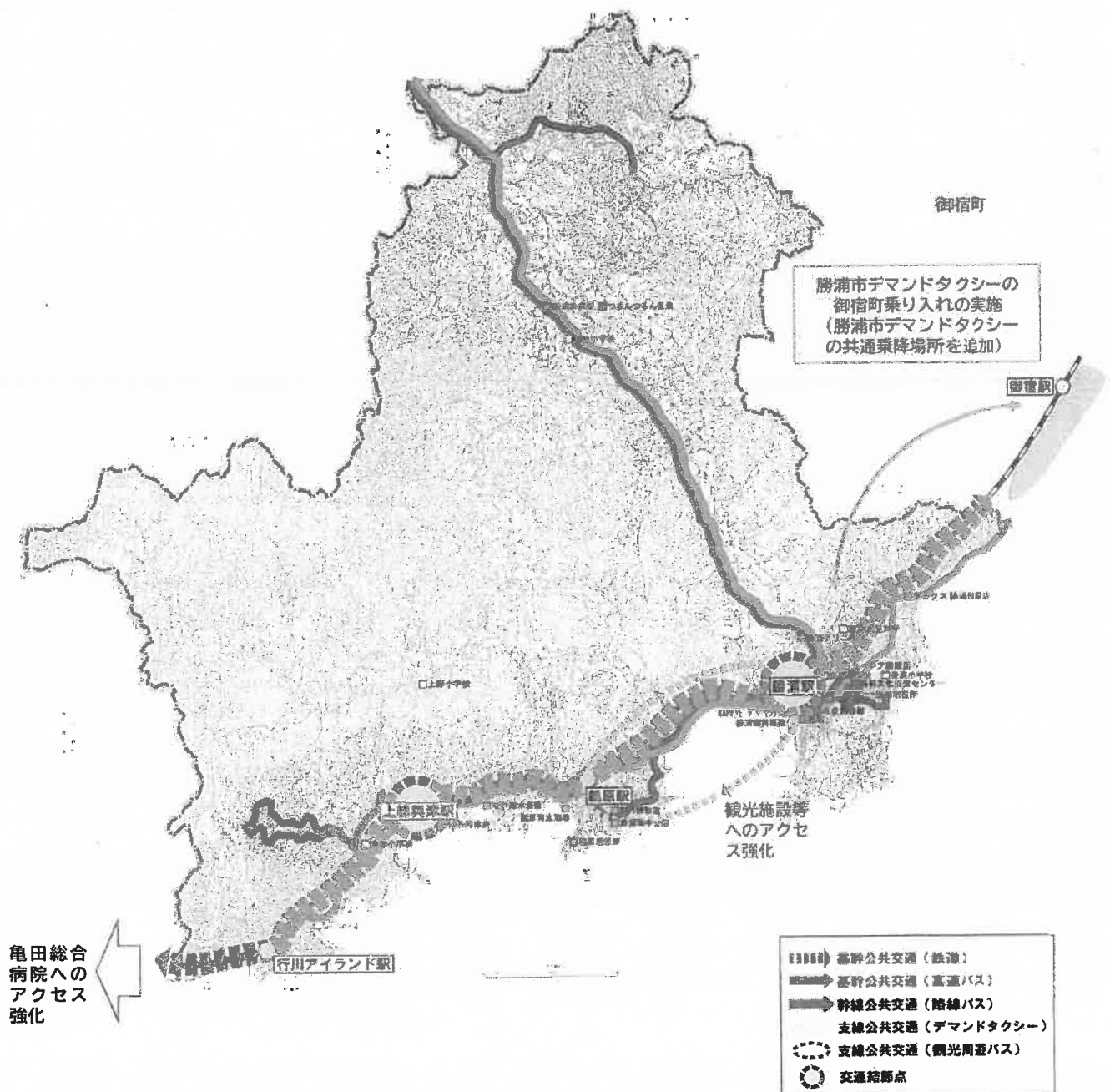
勝浦駅



上総興津駅

■公共交通骨格形成イメージ

- ①広域アクセス（鉄道、高速バス、路線バス）と市内交通（路線バス、デマンドタクシー）との組合せによる輸送効率の向上の実現
- ②観光ニーズへの対応
- ③亀田総合病院（鴨川市）等市外移動ニーズへの対応
- ④交通結節点の機能強化による公共交通機関同士の相互連携の実現
- ⑤観光資源や商業施設などまちづくりと一体的な公共交通の実現



(4) 実施事業の概要

実施事業について、目標ごとに事業概要や実施主体、実施時期を整理する。

目標① 市内の移動支援の充実

【事業1】デマンドタクシーの運行サービスの見直し

①事業概要

デマンドタクシーについては、利用者数が増加傾向で行政負担額が増加傾向となっている中で、路線バスやタクシーとの役割分担を図りながら、運行地域においては、試乗会や利用方法に関する説明会を開催するなど、利用促進に向けた取組の実施を検討するとともに、利用者のニーズを的確に把握した上で、満足度の高い運行に向けたサービスの見直しを継続的に検討・実施する。

デマンドタクシーは、勝浦市内及び生活圏を一体とする御宿町内における移動手段として公共交通空白地域・公共交通不便地域の解消を担う役割であるため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー補助）を活用し、財源の安定的な確保・維持を目指す。

②実施主体：勝浦市、御宿町、交通事業者、地域

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）			
		令和5	令和6	令和7	令和8
デマンドタクシーの 運行サービス見直し	検討、協議・調整	→			
	実施		→	→	→
	フィーダー補助の活用	→	→	→	→

■現行のデマンドタクシー事業及び実施主体の概要

路線名	デマンドタクシー
自由乗降区域	上野地区全域、大沢、浜行川、興津の一部、小松野、大楠、松部・串浜の一部、新官の一部、部原
共通乗降場所	勝浦市内の公共施設、医療機関、商業施設等、御宿町内の乗降場所
事業許可区分	一般乗合（区域運行）
運行態様	予約制・乗合
実施主体	勝浦市（交通事業者へ委託）
補助事業の活用	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）

目標④ 観光施策と連携した移動支援及び利用促進

【事業9】観光施設等との連携サービスの導入

①事業概要

まちの賑わいの創出を促すため、観光施設などと連携し、公共交通利用者に対する割引サービスや企画切符などを検討する。

旅行者アンケート調査において、必要なサービスとして「観光地のモデルコースの紹介などの情報案内の充実」が41.5%と1番多くなっている。公共交通に乗り慣れていない観光客に対して、公共交通を利用して安心かつ抵抗なく目的地に移動できるよう、公共交通を利用した「おでかけモデルプラン」を作成し、市ホームページへの掲載などにより需要の掘り起こしを図る。

また、旅行者アンケート調査において、必要なサービスとして「周遊バスなど観光地を巡るバスの導入」が37.0%と2番目に多くなっている。観光客が多く訪れているかつうら海中公園・海中展望台や海水浴場、勝浦朝市等の、勝浦市内の観光地を巡る周遊バスの運行や、夜間の飲食客の足の確保について検討する。

②実施主体：勝浦市、交通事業者、観光関連施設

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）			
		令和5	令和6	令和7	令和8
割引サービス・企画切符などの導入	企画内容検討				
	実施				
おでかけモデルプランの作成	プラン検討・作成				
	周知PR				
観光周遊バス等の運行の検討	検討・協議・調整・実施				

【事業10】ICTを活用した効率性及び利便性の向上

①事業概要

地域公共交通を取り巻く社会情勢が大きく変革している中で、あらゆる人がシームレスに移動できることを目的に、MaaSによる「新たな移動」サービスの検討・導入が進められている。

勝浦市では、かつうら海中公園・海中展望台、かつうら海中公園滞在型観光施設「eden」、勝浦朝市、海水浴場などの観光資源が点在しており、既存公共交通機関に加え、観光協会で実施中のレンタサイクルなどの移動手段があるものの、十分機能している状況となっていない。

旅行者アンケート調査において、必要な情報やサービスとして「観光地等でのイベントや施設情報などの統一的な情報の提供」や「観光施設等と公共交通、レンタサイクル等との連携サービス（運賃等）の導入」に対する意見もあるため、MaaSなどICTを活用した新たな移動サービスについて検討する。

また、路線バスやデマンドタクシーなどにおいては、位置情報を伴う運行情報の提供や、AIを用いた配車サービス、運賃支払いにおけるキャッシュレス化などの導入について検討する。

②実施主体：勝浦市、交通事業者、観光関連施設

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）			
		令和5	令和6	令和7	令和8
ICTを活用した効率性及び利便性の向上	検討・協議・調整・実施				

【事業 11】 分かりやすい運行情報の提供

①事業概要

鉄道や路線バス、デマンドタクシーなどの運行情報案内は、交通事業者や行政の情報誌やホームページのほか、インターネット上の一般の経路検索サイトなどで、乗換案内・時刻表・運行情報などの情報が提供されている一方、まだまだ周知が不十分な状況である。

このため、市民や観光客へ公共交通の運行内容を分かりやすく伝えて利用促進を図るため、各公共交通機関の運行経路やダイヤなどを一元的に掲載したホームページを作成するとともに、広報誌・観光ガイドブック等への掲載や、観光関連施設や商業施設等と連携を図りながら、幅広く周知を行う。

②実施主体：勝浦市、交通事業者、観光関連施設、商業施設

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）			
		令和5	令和6	令和7	令和8
市ホームページにおける交通情報のブラッシュアップ	検討・作成				

目標⑤ 地域全体で支える公共交通の構築

【事業 12】 意識啓発を促す利用促進活動の展開

①事業概要

将来的な利用者となる小・中学生を対象に、鉄道や路線バスの車両を使用した乗車マナーやルール、車内における事故防止などを学習する乗り方教室を開催するとともに、二酸化炭素排出量の削減などにも配慮し、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を促す、モビリティマネジメント活動を地域全体に展開する。

②実施主体：交通事業者、勝浦市、地域

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）			
		令和5	令和6	令和7	令和8
路線バスの乗り方教室の開催	検討・準備				
	実施				
モビリティマネジメント活動の展開	検討・協議・実施				

(5) 計画目標の達成状況を評価するための評価指標

計画の達成状況を評価するため、各目標に対し、以下のように評価指標を設定する。

基本方針	目標	評価指標	現状値	目標値	備考
1 広域アクセスや公共交通機関同士の相互連携による利便性の高い公共交通網の構築を目指す	①市内の移動支援の充実	デマンドタクシー1日平均利用者数	12.4人	15.0人	※1
		デマンドタクシーの利用者満足度	53.3%	60.0%	※2
	②移動ニーズに即した広域アクセスの強化	勝浦駅1日平均利用者数	661人	1,000人	※3
		市内停留所における高速バスの年間利用者数	14,633人	26,000人	※4
	③利便性の高い公共交通環境整備	交通結節点整備箇所数	—	2箇所	※5
2 観光需要を考慮した誰もが利用しやすい環境整備による公共交通の利用促進を目指す	④観光施策と連携した移動支援及び利用促進	観光施設等との連携による利用促進活動の導入件数	—	1件以上	※6
3 多様な主体との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す	⑤地域全体で支える公共交通の構築	乗り方教室開催回数	—	延12回	※7
		デマンドタクシー運行収支率	8.8%	10.5%	※8
		公共交通への公的資金投入額	2,090万円	2,090万円	※9

- ※1 勝浦市総合計画「基本計画」（令和4年度中策定予定）の目標値
- ※2 令和3年度デマンドタクシー利用者アンケート調査の総合的な満足度で「満足」＋「やや満足」
- ※3 勝浦市総合計画「基本計画」（令和4年度中策定予定）の目標値
- ※4 勝浦市総合計画「基本計画」（令和4年度中策定予定）の目標値
- ※5 勝浦駅及び上総興津駅
- ※6 観光施設や商業施設との連携サービスを1件以上実施
- ※7 乗り方教室を市内小中学校（6校）を対象に各校2回実施
- ※8 令和2年度運行実績
- ※9 現況公的資金投入額：バス路線運行維持補助金1,385万円＋デマンドタクシー705万円＝2,090万円

6 計画の進行管理

(1) 目標の達成状況の評価及び社会情勢の変化等に伴う計画の見直し

「勝浦市地域公共交通計画」の推進に当たり、交通事業者の運転手の高齢化や担い手の不足などにより、公共交通ネットワークの維持・確保が困難な状況にある中で、今後人口減少社会における交通事業者の生産性の向上へ向けた移動の仕組みや自動運転などの先進技術開発など「人の移動」に関する社会情勢は大きく変革することが予想される。

このため、社会情勢を踏まえ、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善する「PDCAサイクル」の仕組みにより進行管理を実施し目標の達成を目指す。

本計画のPDCAサイクルの実行は、「勝浦市地域公共交通活性化協議会」において実施し、施策に係る関係者（市民、交通事業者、行政など）が施策効果の検証結果を共有する。

なお、評価・検証については、「毎年実施するPDCA」と、「計画の最終年度に実施する目標達成度に対するPDCA」による二重の組み合わせで進行管理を行う。

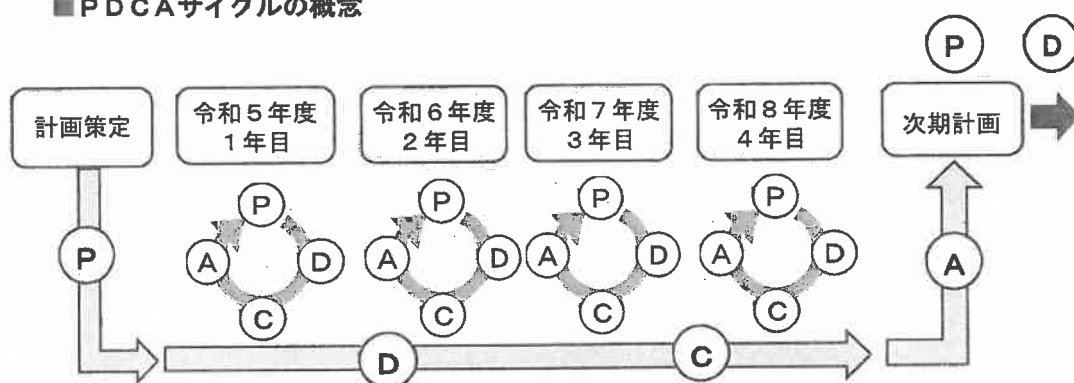
○事業実施状況の評価（年に1回実施）

公共交通への取組や運行状況について、事業の実施状況の評価を毎年度実施する。

○目標達成度の評価（計画期間最終年度に実施）

計画の目標値との比較により、事業の達成状況を検証する。ただし、公共交通の利用ニーズや利便性は、主な目的地である商業施設・病院などの整備、道路改良などのハード整備による周辺状況の変化に影響を受けやすいため、利用状況やニーズなどを把握・分析し、必要に応じて見直し・改善を図る。

■PDCAサイクルの概念



■各PDCAサイクルの概要

項目	事業実施状況の評価	目標達成度の評価
P（計画）	各路線などの運行計画の策定 各種施策の検討	勝浦市地域公共交通計画の策定
D（実行）	地域公共交通の運行 各種施策の実施	計画に掲げる各種施策の実施
C（評価）	運行・利用状況の評価 施策実施効果の評価	各種施策の実行による効果（目標値の達成状況）の評価
A（改善）	運行の見直し 各種施策の見直し	勝浦市地域公共交通計画の見直しの検討

(2) 評価の方法及びスケジュール

計画期間におけるPDCAサイクルの具体的なスケジュールと、検証するための調査概要は次の通りとする。

本計画の評価は、最終年度（令和8年度）に事業者から提供された利用実績や各種アンケート調査などから、計画及び公共交通網の評価を実施し、実施事業の見直し及び新たな事業を追加し、次期計画を策定する。

公共交通機関の利用状況や本計画に定めた事業の実施結果に関する評価については、毎年度実施するものとする。

■評価スケジュール

(年度)

項目		令和5	令和6	令和7	令和8
関連調査 評価方法	利用者数実績・整理	○	○	○	○
	市民アンケート調査				○
	路線バス利用者アンケート調査				○
	デマンドタクシー利用者アンケート調査	○		○	
事業実施状況の評価		○	○	○	○
目標達成度の評価		○	○	○	○
計画・目標値の見直し※					○
勝浦市地域公共交通活性化協議会の開催		○	○	○	○

※必要に応じて適宜計画・目標値の見直しを実施

■関連調査概要

種別	主な調査項目
市民アンケート調査	・回答者の属性 ・日常の移動のしやすさと日常生活の移動実態 ・公共交通（鉄道、高速バス、路線バス、デマンドタクシー、タクシー）の利用実態と意識・要望 ・公共交通の今後のあり方
路線バス利用者アンケート調査	・利用者属性 ・利用特性（乗車・降車バス停、往復利用有無、利用頻度、利用目的） ・運行サービスの満足度と改善して欲しいサービス
デマンドタクシー利用者アンケート調査	・利用者属性、利用特性（利用頻度、目的地） ・運行サービスの満足度と不満点

御宿町地域公共交通計画

令和6年6月改定

御宿町地域公共交通活性化協議会

(3) 公共交通の機能分担

本町の公共交通ネットワークの方向性は、以下の通り4段階に機能分担を図る。

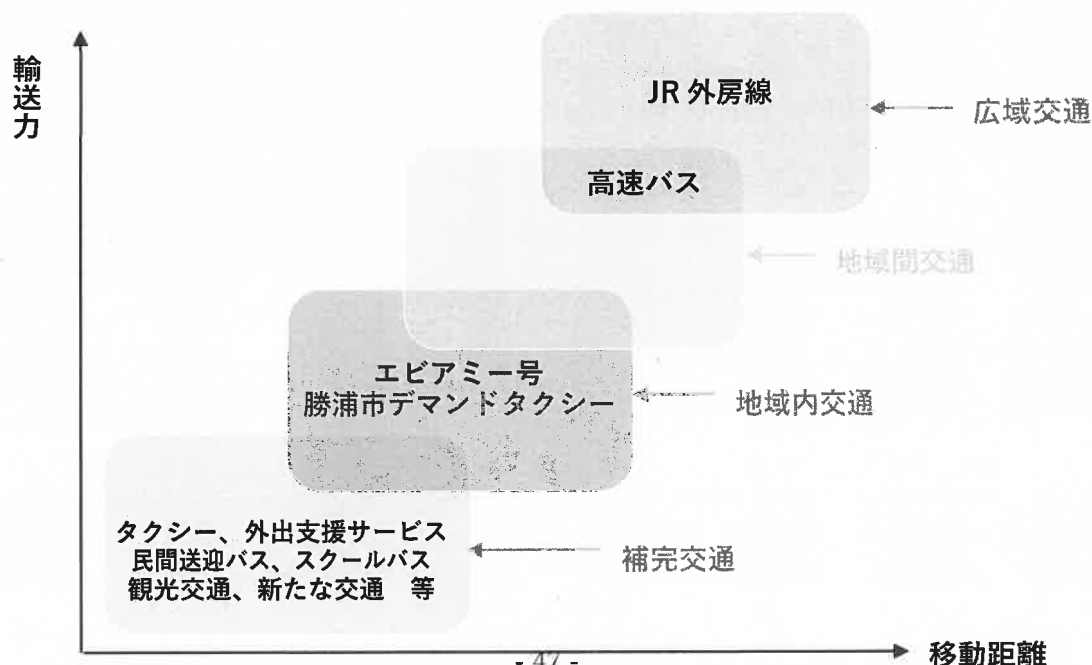
これらの交通結節点としては、御宿駅をはじめ、高速バス、エビアミー号の乗降場所となっている御宿町公民館等を位置付け、既存の公共交通ネットワークを基本としながらこれらを補完する新たな移動手段の導入を検討する。

公共交通機関の相互連携により、住民の生活交通や観光客の目的地までの交通手段としても機能させることで、利便性の向上と効率的な運行を目指す。

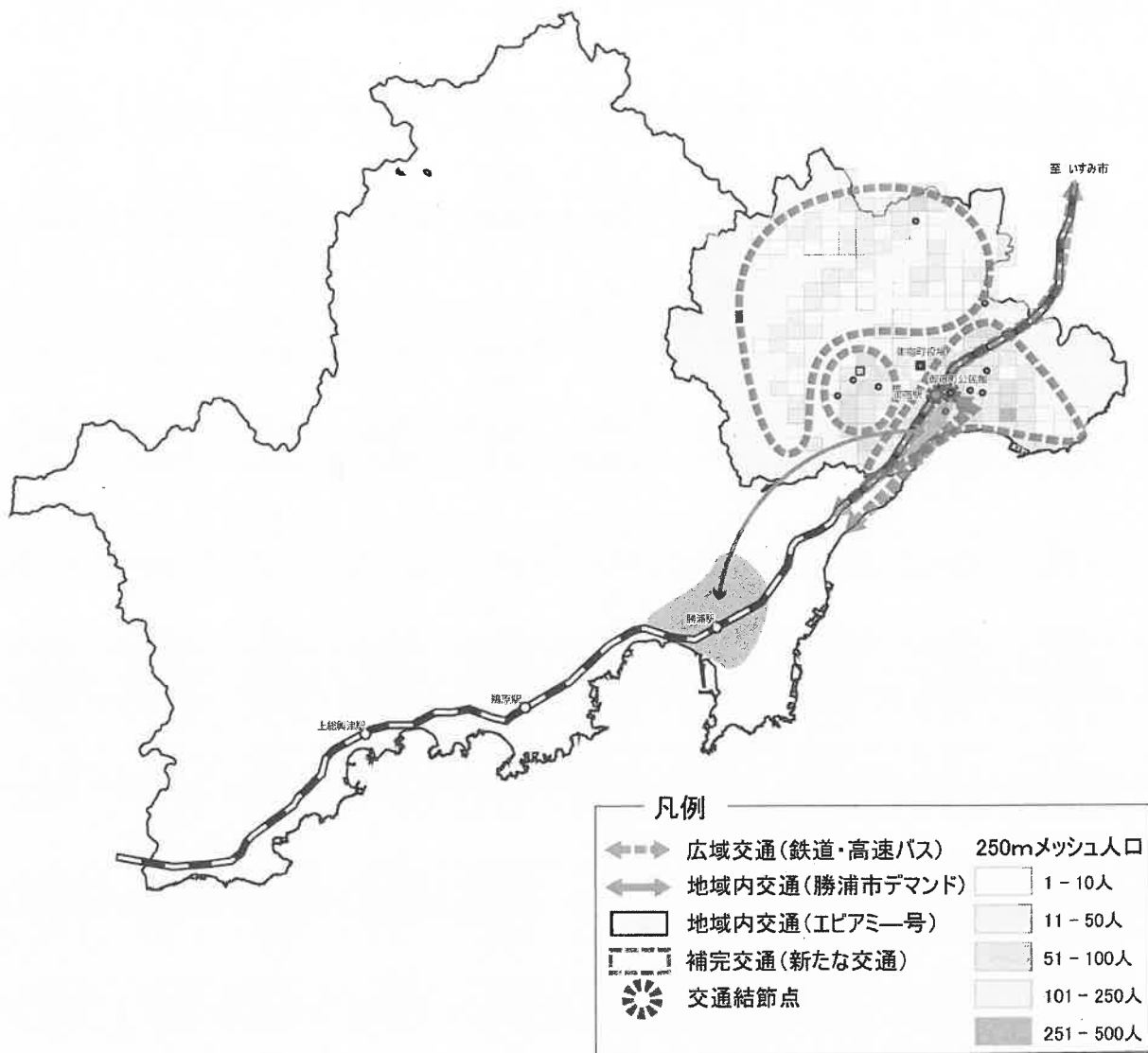
■公共交通システムの役割分担の考え方

区 分	役割分担	対応公共交通システム
広域交通	○勝浦市といすみ市、東京方面へ連絡し、地域の骨格形成軸となる路線 ○通勤・通学、買物、観光など多様な目的に対応	JR 外房線 高速バス
地域間交通	○近隣市町への連絡及び町内の骨格路線 ○通勤・通学、買物、観光など多様な目的に対応	高速バス（一般乗降化）
地域内交通	○広域交通に接続、地域間路線を補完 ○町内の拠点間へと連絡 ○地域の実情に合わせて主に高齢者の買い物、通院等の目的に対応 ○勝浦市デマンドタクシーの御宿町内への乗入れを実施（令和6年10月）	エビアミー号 勝浦市デマンドタクシー
補完交通	○鉄道、バス交通等を補完し、主に高齢者などのために少量個別輸送を担う移動手段 ○地域の実情に合わせて主に買い物、通院等の目的に対応 ○観光二次交通としての機能整備	タクシー、外出支援サービス 民間送迎バス、スクールバス、 地縁交通(地域の共助)、観光交通、新たな交通 等
交通結節点	○上記交通システムの乗り継ぎ拠点となる御宿駅・御宿町公民館をはじめ、地域の各拠点における乗継ぎ環境機能を強化	御宿駅、御宿町公民館 等

■輸送力と移動距離との関係による町内各公共交通の位置付け



■将来ネットワークイメージ



■市域の公共交通（各交通モード）が担う役割

位置づけ	公共交通システム	役割	確保・維持策
広域交通 (広域幹線)	JR 外房線（交通事業者） 高速バス（交通事業者）	勝浦市、いすみ市、 東京方面へ連絡し、 地域の骨格形成軸と なる路線	交通事業者と協 議の上、一定以 上の運行水準を 確保。
地域間交通 (幹線)	高速バス（交通事業者）	近隣市町への連絡及 び町内の骨格路線	
地域内交通 (支線)	エピアミー号（運行は交通事業者に委託） （御宿町（運行は交通事業者に委託） 御宿町には JR 御宿駅があるほか駅周辺 から近隣市をつなぐ路線バス・高速バスが 運行されている。タクシーは基本 1 台で循 環バス等はない。高齢化は県下上位で免許 返納者も増加するなど自家用以外の移動手 段のニーズが高まっており住民の暮らしを 支える基盤として、地域交通の確保維持は 大きな課題である。 そのため、町では地域内フィーダー系統 確保維持改善事業により町内全域をカバー する 10 人乗りの乗合運行を維持すること が重要で、引き続き本事業を提供する必要 がある。 勝浦市デマンドタクシー 生活圏を一体とする勝浦市への移動手 段を確保するため、勝浦市のデマンドタク シーを御宿町内に乗り入れ、公共交通不便地 域の解消を図る。 高齢者等の買い物や通院のほか、広域交 通への接続点につなげ、多様な目的に対応 する。	広域交通・地域間交 通に接続する路線 勝浦市への連絡を実 施	地域公共交通確 保維持事業（フィ ーダー補助）を活 用し持続可能な 運行を目指す。
補完交通	タクシー、外出支援サービス、民間送迎バ ス、スクールバス、地縁交通（地域の共 助）、観光交通、新たな交通等	鉄道、バス交通等を 補完し、主に高齢者 等のために少量個別 輸送を担う移動手 段	地域住民、交通 事業者と協議の 上、利用ニーズ に応じた運行水 準を確保。

(2) 評価指標

計画目標に応じた評価をするための指標と目標値を以下の通り定める。

評価指標	定義	現況値 (R 4)	目標値 (R 9 まで)	考え方・効果
公共交通乗 降客数 (※ 1)	御宿駅 (事業者)	790 人/日	830 人/日	事業実施により毎 年 1.0% のペースアップ を設定
	高速バス (事業者)	67,599 人/年	70,979 人/年	
	エビアミー号 (町)	4,791 人/年	15 人/日以上 (360 日) 5,400 人/年 ※以下、単年ごとの目標値 令和 5 年度 15 人/日 (359 日) 5,385 人/年 令和 6 年度 15 人/日 (360 日) 5,400 人/年 令和 7 年度 15 人/日 (359 日) 5,385 人/年 令和 8 年度 15 人/日 (359 日) 5,385 人/年	1 日 15 人程度の利 用者数を維持。 町内全域をカバーす る乗合運行を維持 することにより高 齢者等の日常生活 に必要な移動手段が確保され る。また、JR 及び民 間バスといった交通 軸に接続する公共 交通サービスを確保す ることによって外出する 機会促進と地域活 性化にもつながる。
	勝浦市デマンドタ クシー (令和 6 年 10 月か ら運用を開始)	0 人/年	6 人/日以上 令和 6 年度 6 人/日 (144 日) 864 人/年 令和 7 年度 6 人/日 (292 日) 1,752 人/年 令和 8 年度 6 人/日 (292 日) 1,752 人/年	1 日 6 人程度の利用 者数を維持。生活圏 を一体とする勝浦 市への移動手段を 確保するため、勝浦 市のデマンドタクシー の乗り入れを行い、公 共交通不便地域の 解消、多様な目的に 対応する。
収支率 (※ 2)	エビアミー号の収 支率	13.8%	15.0% 以上	利用者増による収 支率増を見込み
財政負担額 (※ 3)	公共交通に関する 市の財政負担額	18,638 千円	20,000 千円以下	事業実施による財 政負担の増が予想 されるが概ね基準 値を維持
交通結節点 の機能整備 (※ 4)	整備及び機能強化 を実施している交 通結節点の数	0 か所	2 か所	御宿駅、御宿町公民 館等を想定
他のまちづく り分野との連 携 (※ 5)	観光や商業、福祉と 連携した協議及び 取組回数	0 件	1 件以上	新たな取組である ため 1 件以上とし て設定
利用促進の 取組 (※ 6)	モビリティ・マネジ メント施策の取組	0 件	1 件以上	新たな取組である ため 1 件以上とし て設定

データの取得方法

- ※ 1 東日本旅客鉄道(株)、小湊鐵道(株)提供データから毎年計測、御宿町統計データから毎年整理
- ※ 2 御宿町統計データから毎年整理
- ※ 3 御宿町統計データから毎年整理
- ※ 4 交通結節点の整備状況より毎年実績整理
- ※ 5 他分野との連携事業より毎年実績整理
- ※ 6 交通事業者連携事業より毎年実績整理

9. 実施事業及び実施主体

(1) 計画目標を踏まえた実施事業

計画目標	実施事業
目標① 利用ニーズに即した 利便性の高い 交通ネットワークの形成	(事業1) 鉄道ネットワークの維持・活性化 実施体制：御宿町、鉄道事業者、近隣市町
	(事業2) 高速バスの維持・サービスの見直し 実施体制：御宿町、高速バス事業者、近隣市町
	(事業3) ①エビアミー号の利用促進・サービスの強化 ②勝浦デマンドタクシーの御宿町内への乗り入れ 実施体制①御宿町、エビアミー号運行事業者 ②勝浦市、御宿町、勝浦デマンドタクシー運行事業者
	(事業4) タクシー事業の維持・利用促進 実施体制：御宿町、タクシー事業者、近隣市町
目標② 誰もが利用しやすい 交通環境の整備	(事業5) 交通結節点の整備 実施体制：御宿町、交通事業者
	(事業6) 御宿駅のバリアフリー化の推進 実施体制：御宿町、鉄道事業者
	(事業7) 情報発信の強化、DXの検討 実施体制：御宿町、交通事業者、関係団体
目標③ 他分野、他産業との 連携による利用促進	(事業8) 商業や観光と連携した利用促進策の検討 実施体制：御宿町、交通事業者、関係団体・事業者
	(事業9) 福祉分野との連携 実施体制：御宿町、関係団体・事業者
目標④ 住民、交通事業者、 行政の協働による 持続可能な体制づくり	(事業10) モビリティ・マネジメントの検討・実施 実施体制：御宿町、交通事業者、住民
	(事業11) 運転手不足への対応 実施体制：御宿町、交通事業者、近隣市町
	(事業12) 地域住民主体による移動手段の検討 実施体制：御宿町、住民

事業3

事業概要

①エビアミー号の利用促進・サービスの強化

②勝浦デマンドタクシーの御宿町内への乗り入れ

エビアミー号は利用者の乗合率の向上が課題であることから、町内広報誌等への掲載による情報発信の強化や利用者のニーズに応じた料金設定、回数券の発行、運行時間帯等の運行サービスについて継続的に見直し、利便性を高めることで利用促進を図る。

エビアミー号は主に高齢者の通院や買い物等の日常生活の移動を担っており、今後も高齢化の進行により、自家用車以外の移動ニーズが高まる中で、町内全域をカバーするエビアミー号は重要な交通手段である。一方、公共交通に関する財政負担は年々増加しており、自治体の努力だけでは維持が難しいことから、引き続き地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用していく。



②勝浦デマンドタクシーの御宿町内への乗り入れ

生活圏を一体とする勝浦市への移動手段を確保するため、勝浦市のデマンドタクシーを御宿町内に乗り入れ交通不便地域の解消を図り、高齢者等の買い物や通院、広域交通への接続点につなげるなど、多様な目的に対応する重要な交通を維持する。

交通不便地域等の解消と利用者要望を反映した公共交通体系を確保するため、自治体だけでは維持が困難なことから、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な地域交通を維持する必要がある。

また、その他地域についても地域間移動の利便性向上を図るため、必要に応じて他市町のデマンド交通の乗り入れの実施に向けた検討・協議を行う。エビアミー号の車両台数を増やす可能性も検討し、関係事業者や近隣市町との協議を行うこととする。

実施体制

①御宿町、エビアミー号運行事業者、②勝浦市、御宿町、勝浦デマンドタクシー運行事業者

実施期間

項目	R6	R7	R8	R9	R10
エビアミー号の利用促進・サービスの強化	維持・強化				
勝浦デマンドタクシーの御宿町内への乗り入れ	協議 → 実施				

■地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
御宿町エビアミー号	—	御宿町内 16 か所の乗降場所	—	一般乗合	区域運行	御宿町（運行は交通事業者へ委託）	フィーダー補助
勝浦市デマンドタクシー	—	【勝浦市】 勝浦地区内の共通乗降場所 【御宿町】 町内 10 か所の乗降場所	—	一般乗合	区域運行	勝浦市（運行は交通事業者へ委託）	フィーダー補助

令和8年6月 日

(名称) 勝浦市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

勝浦市内の公共交通は、広域幹線として市南部を東西にＪＲ外房線が通っており、北部及び東部に隣接する町との地域幹線として民間バス事業者によるバス路線が運行されている。これらの幹線系統が存在しない区域の公共交通を補完するため、平成１４年からコミュニティバスが地域内フィーダー系統として運行されていたが、狭隘な道路事情と点在する交通需要を勘案し、平成２６年９月よりデマンドタクシーの運行に移行された。

上記の公共交通機関は、勝浦市内における移動手段として、通勤、通学や通院、買い物等の市民の日常の足となり、生活交通手段として重要な役割を果たしている。

また、これまでの協議会において本地域における公共交通の利便性向上を図るため路線バスの再編とデマンドタクシーの運行拡大をあわせて協議を重ね、交通事業者との協議も行い、令和６年１０月から勝浦市の運行するデマンドタクシーが生活圏を一体とする御宿町へ乗り入れを開始した。

これらの状況を踏まえ、公共交通空白地域・公共交通不便地域の解消と利用者要望を反映した公共交通体系の維持・改善のため、引き続き地域公共交通確保維持事業の活用によるデマンドタクシーの運行等、生活交通手段の確保を行おうとするものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

- ・デマンドタクシー１日平均利用者数を１５．０人/日以上とする。
- ・デマンドタクシーの利用者満足度を６０．０％以上とする。
- ・デマンドタクシー運行収支率を１０．５％以上とする。

(勝浦市地域公共交通計画 Ｐ８５ 参照)

(2) 事業の効果

勝浦市の公共交通空白地域・公共交通不便地域を運行していた市民バスの車両では、きめ細かなルート設定がしにくく、山間地の狭い道路での走行も困難であったため、運行区域の延伸拡大による公共交通空白地域・公共交通不便地域の解消は難しかった。このため、デマンドタクシーを運行することにより、狭隘な道路を有する山間地域等も運行可能であり、分散している少需要に対応が可能となる。

また、デマンドタクシー運行拡大に伴い、地域間移動の利便性向上を図るとともに市街地商店街や生活圏を一体とする御宿町等へのアクセス性が向上し、買い物等を目的とする市民が増加することで、地域経済の活性化を図る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・デマンドタクシーの運行サービスの見直し（勝浦市・御宿町・交通事業者・地域）
 - ・ICTを活用した効率性及び利便性の向上（勝浦市・交通事業者・観光関連施設）
 - ・分かりやすい運行情報の提供（勝浦市・交通事業者・観光関連施設・商業施設）
 - ・意識啓発を促す利用促進活動の展開（交通事業者・勝浦市・地域）
 - ・モビリティ・マネジメントの推進による公共交通の利用促進（勝浦市・交通事業者・地域）
- （勝浦市地域公共交通計画 P 7 8 ・ 8 2 ・ 8 3 参照）

- ・勝浦デマンドタクシーの御宿町内への乗り入れ
（勝浦市・御宿町・勝浦デマンドタクシー運行事業者）
（御宿町地域公共交通計画 P 5 2 ・ 5 4）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添の表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る運行系統について、その運行に係る費用総額 31,907,700 円（予定）のうち、勝浦市から運行事業者への委託料については、運行経費から運賃収入を差し引いた差額分を負担することとしている。

※但し、別途国庫補助金及び御宿町負担金の歳入あり。

【委託料】

1日当たりの委託料 108,900 円×運行日数（293 日）－運賃収入

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施
- ・デマンドタクシー利用者アンケート

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

■令和7年6月25日

- ・令和6年度協議会事業報告及び決算報告について報告
- ・令和6年度デマンドタクシー運行実績について報告
- ・デマンドタクシー利用者アンケートの実施について報告
- ・「ノッカルかつうら」実証運行状況について報告
- ・令和8年度地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請書の提出について協議

■令和7年8月25日

- ・「ノッカルかつうら」実証運行状況及び今後のスケジュールについて報告
- ・勝浦市地域公共交通計画の令和6年度評価等結果について協議

■令和7年12月22日

- ・デマンドタクシー利用者アンケートの結果について報告
- ・「ノッカルかつうら」有償化について協議

■令和8年1月30日

- ・地域公共交通計画における実施事業の進捗状況について報告
- ・会長職について協議
- ・自家用有償旅客運送（ノッカルかつうら）に係る新規登録申請について協議
- ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議

■令和8年3月25日

- ・自家用有償旅客運送（ノッカルかつうら）の新規登録について報告
- ・地域公共交通計画推進業務について報告
- ・地域公共交通計画の策定について報告
- ・令和8年度協議会事業計画（案）及び予算（案）について協議

■令和8年6月9日

- ・令和7年度協議会事業報告及び決算報告について報告
- ・令和7年度デマンドタクシー運行実績について報告
- ・協議会役員の改選について協議
- ・勝浦市地域公共交通計画の令和7年度評価等結果について協議
- ・令和9年度地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請書の提出について協議

※全ての報告事項及び協議事項について了承又は合意が得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

デマンドタクシーについては、定期的に利用者アンケートを実施し、利用者の意見及び利用実態の把握に努めている。併せて、運行事業者と連携の上、効率的かつ効果的な運行方法について継続的に検討・見直しを行い、利便性の向上に取り組んでいる。また、市内の様々な団体が参画する本協議会での協議を通じて、市民ニーズの反映に努めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県勝浦市新官 1343-1

(所 属) 企画課政策推進係

(氏 名) 忍足 俊樹

(電 話) 0470-73-6654

(e-mail) seisaku-k@city-katsuura.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特 例措置	運送継続特 例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
勝浦市 御宿町	エミタスタクシー南 総株式会社	(1) 勝浦上野		勝浦 御宿		往 復 km km	293日	2637回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク である勝浦駅でJR外房 線と接続	③
	小湊鉄道株式会社	(2) 勝浦上野		勝浦 御宿		往 復 km km	293日	2637回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク である勝浦駅でJR外房 線と接続	③
		(3)				往 復 km km	日	回						
		(4)				往 復 km km	日	回						
		(5)				往 復 km km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	勝浦市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	15,126
交通不便地域等	15,126

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
15,126	市内全域	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
勝浦市地域公共交通計画	令和5年2月24日	

(1)記載要領

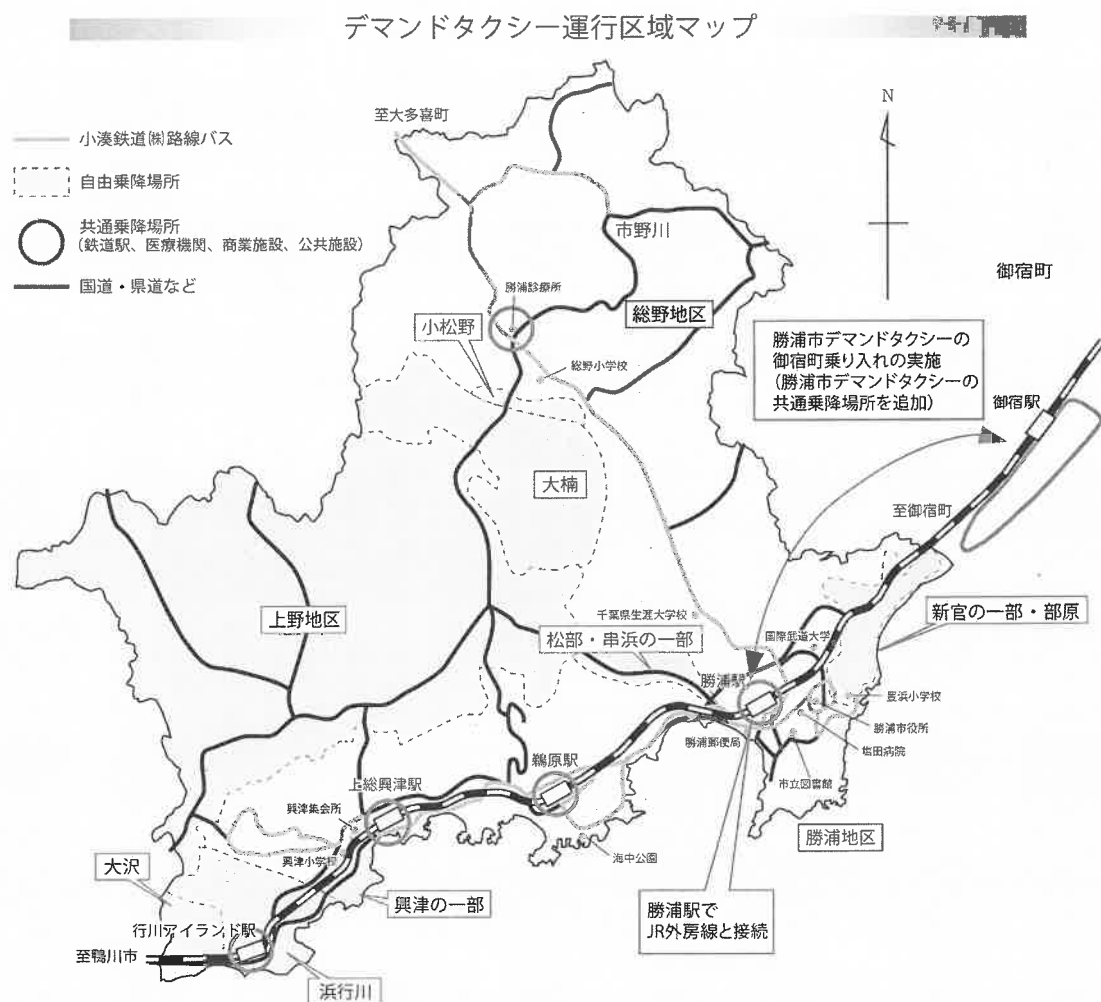
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表1 添付資料

【運行系統】



【算出根拠】

計画運行日数：293日 ⇒ 祝日・12/29～1/3 を除く月曜日から土曜日
※令和8年10月1日～令和9年9月30日

計画運行回数：5274回 ⇒ 293日×6便×3台

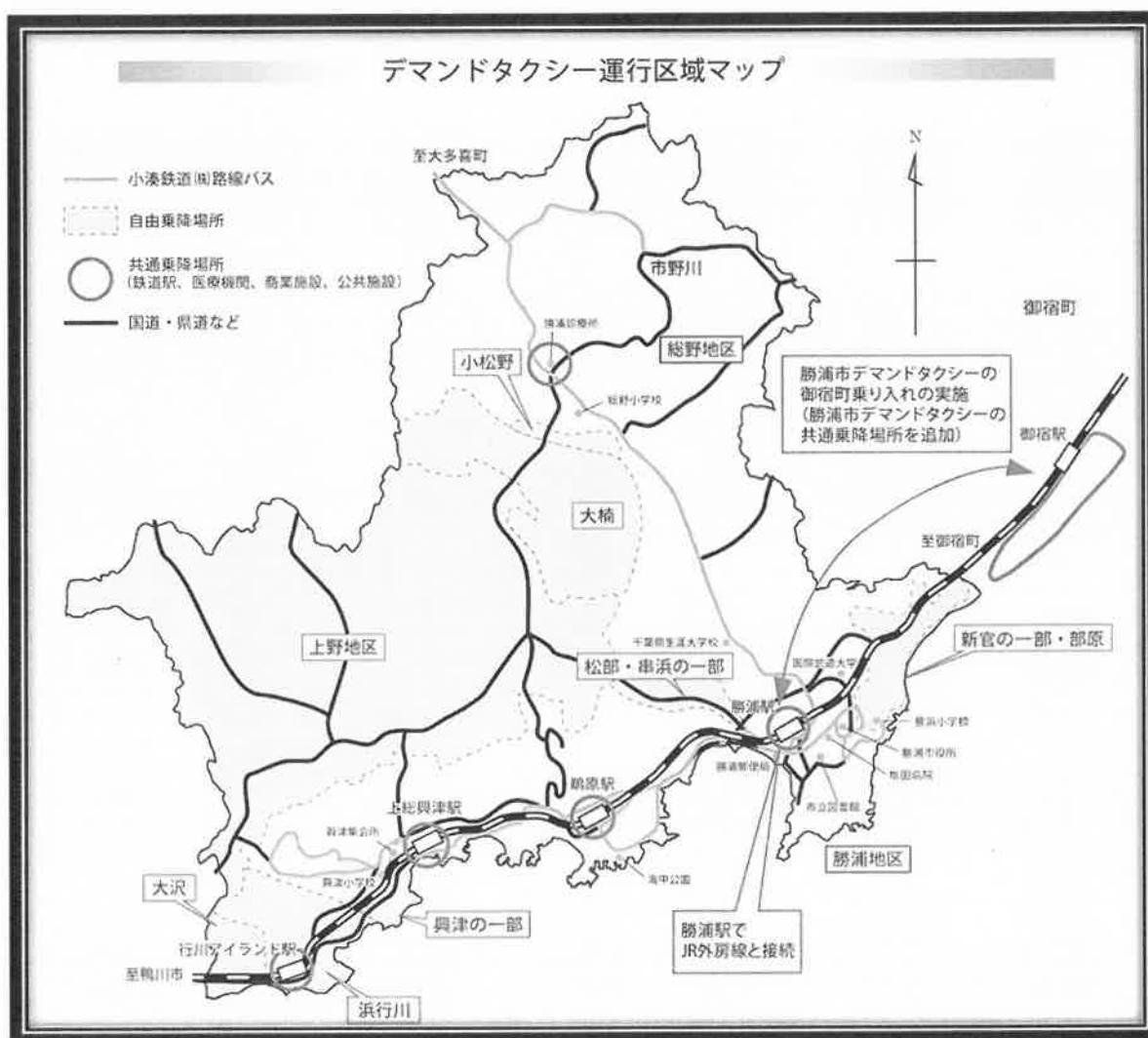
※表1の計画運行回数については、①エミタスタクシー南総(株)②小湊鉄道(株)の2社による運行で、均等に運行する予定となっているため、計画運行回数(5274回)を折半した回数(2637回)で算出しております。

表5 添付図面 （市域全図と予定ルート）

運行区域

デマンド交通（区域運行型）の運行区域は、上野地区、小松野地区、大楠地区、大沢地区・浜行川地区、興津地区の一部、松部・串浜地区の一部、新官の一部、部原とする。

また通院、買物、公共施設利用の確保のため、鉄道駅、医療機関、商業施設、公共施設、御宿町内等に共通乗降場所を設置する。



デマンドタクシー運行表(R8.10.1~R9.9.30)

※[運休日]日曜日&祝日&12/29~1/3

運行日数 293

令和8年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
×	×	×	×	×	×	×
11	12	13	14	15	16	17
×	×	×	×	×	×	×
18	19	20	21	22	23	24
×	×	×	×	×	×	×
25	26	27	28	29	30	31
×	×	×	×	×	×	×

令和8年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
×	×	×	×	×	×	×
8	9	10	11	12	13	14
×	×	×	×	×	×	×
15	16	17	18	19	20	21
×	×	×	×	×	×	×
22	23	24	25	26	27	28
×	×	×	×	×	×	×
29	30					
×	×					

令和8年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		×	×	×	×	×
6	7	8	9	10	11	12
×	×	×	×	×	×	×
13	14	15	16	17	18	19
×	×	×	×	×	×	×
20	21	22	23	24	25	26
×	×	×	×	×	×	×
27	28	29	30	31		
×	×	×	×	×		

令和9年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					×	×
3	4	5	6	7	8	9
×	×	×	×	×	×	×
10	11	12	13	14	15	16
×	×	×	×	×	×	×
17	18	19	20	21	22	23
×	×	×	×	×	×	×
24	25	26	27	28	29	30
×	×	×	×	×	×	×
31						
×						

26

令和9年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
×	×	×	×	×	×	×
14	15	16	17	18	19	20
×	×	×	×	×	×	×
21	22	23	24	25	26	27
×	×	×	×	×	×	×
28						
×						

23

令和9年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
×	×	×	×	×	×	×
14	15	16	17	18	19	20
×	×	×	×	×	×	×
21	22	23	24	25	26	27
×	×	×	×	×	×	×
28	29	30	31			
×	×	×	×			

24

令和9年4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
×	×	×	×	×	×	×
11	12	13	14	15	16	17
×	×	×	×	×	×	×
18	19	20	21	22	23	24
×	×	×	×	×	×	×
25	26	27	28	29	30	
×	×	×	×	×	×	

23

令和9年5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
×	×	×	×	×	×	×
9	10	11	12	13	14	15
×	×	×	×	×	×	×
16	17	18	19	20	21	22
×	×	×	×	×	×	×
23	24	25	26	27	28	29
×	×	×	×	×	×	×
30	31					
×	×					

22

令和9年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
×	×	×	×	×	×	×
13	14	15	16	17	18	19
×	×	×	×	×	×	×
20	21	22	23	24	25	26
×	×	×	×	×	×	×
27	28	29	30			
×	×	×	×			

26

令和9年7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
×	×	×	×	×	×	×
11	12	13	14	15	16	17
×	×	×	×	×	×	×
18	19	20	21	22	23	24
×	×	×	×	×	×	×
25	26	27	28	29	30	31
×	×	×	×	×	×	×

25

令和9年8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
×	×	×	×	×	×	×
8	9	10	11	12	13	14
×	×	×	×	×	×	×
15	16	17	18	19	20	21
×	×	×	×	×	×	×
22	23	24	25	26	27	28
×	×	×	×	×	×	×
29	30	31				
×	×	×				

23

令和9年9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				×	×	×
5	6	7	8	9	10	11
×	×	×	×	×	×	×
12	13	14	15	16	17	18
×	×	×	×	×	×	×
19	20	21	22	23	24	25
×	×	×	×	×	×	×
26	27	28	29	30		
×	×	×	×	×		

26

25

24

勝浦市予約制乗合タクシー 【デマンドタクシー】



勝浦市デマンドタクシー

電話1本で簡単にご利用いただけます。
土曜日も運行していますのでご利用ください。

時刻表		運行日
迎車開始時刻		月曜日～土曜日 日曜・祝日・12/29～1/3を除く
1便	前日予約 8:00	運賃 大人:500円 中学生:200円 運転経歴証明書所持者:200円 障がい者手帳所持者・ 及び介護者:各200円 小学生・未就学児:無料 ※小学生以下は保護者の同伴が必要です。
2便	9:30	
3便	(上り)11:00 (下り)11:45	
4便	13:30	
5便	15:00	
6便	16:30	

予約受付センター



73-2040

〔受付時間〕

- ◆月～土曜日 8時～17時
- ◆日曜・祝日 8時～15時

ご利用方法

01 初めてのの方はまず登録

氏名・生年月日・性別・郵便番号・住所・連絡先

02 利用手順

- ①運行区域・乗降場所を確認
- ②予約受付センターへ電話
◆住所・氏名・連絡先
◆利用する便
◆希望の乗降場所
をお伝えください。

③乗降場所でお待ちください。

なお、乗り合いのため時間に余裕をもって予約してください。

予約時間

1便を利用する場合
前日の受付時間内に
予約してください

2便～6便を利用する場合
迎車開始時刻の**1時間前**まで
に予約してください

勝浦花子です。
住所は上野〇〇番地で、
連絡先は〇〇-〇〇〇〇〇〇です。
24日の2便の予約で、自宅から
〇〇病院までお願いします。

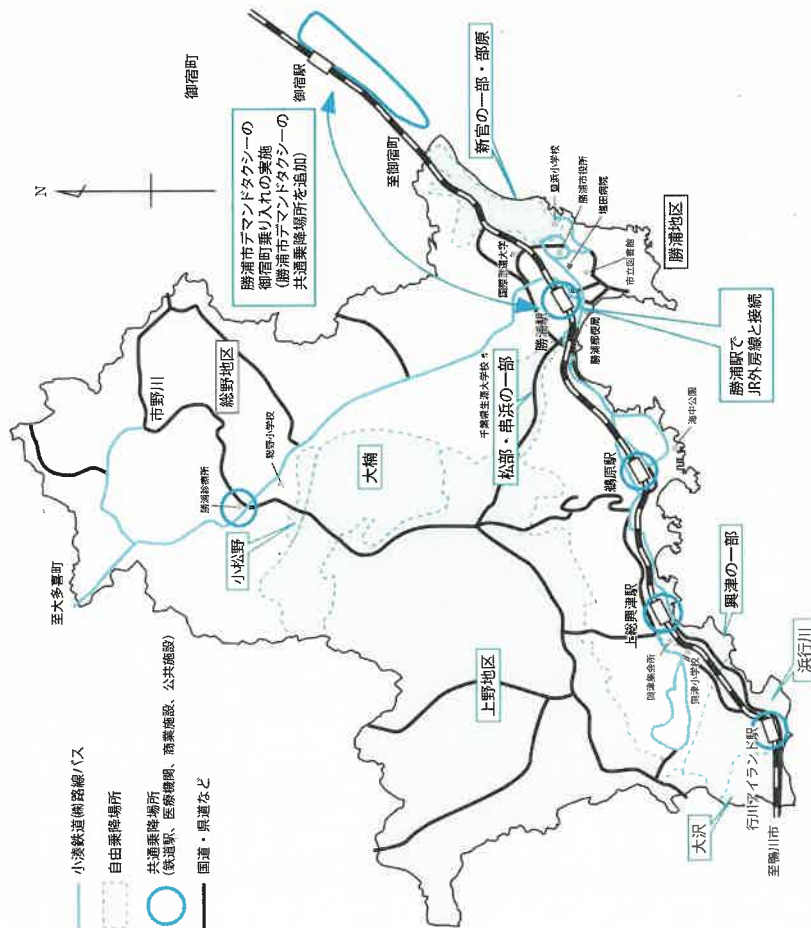
24日の2便のご予約を受け
付けました。
順番にお迎えに参りますので、
ご自宅でお待ちください。

問い合わせ先 勝浦市役所 企画課 0470-73-6654 平日8時30分～17時15分



《禁区》

デマンドタクシー運行区域マップ

[illegible]

共通乗降場所間での乗降は、乗車場所・降車場所の双方が●印のある共通乗降場所に限る。
(ただし、狹宿町内での共通乗降場所間では不可し、狹宿町内からの乗車については、勝浦地区
「内」への降車に限る。)

公共交通		病院・診療所	
1	JR勝浦駅	●	内 1 塩田病院
2	JR焼原駅	●	外 2 勝浦整形外科クリニック
3	JR上総興津駅	●	外 3 越後真医院
4	JR行川アイランド駅(自由乗降区域内)	●	外 4 勝浦眼科医院
5	高速バス乗り場【勝浦駅】	●	内 5 川上医院
6	高速バス乗り場【武大入口】	●	内 6 長島医院
7	高速バス乗り場【上総興津】	●	外 7 勝浦診療所
8	高速バス乗り場【宿戸】	●	外 8 勝浦眼科医院
公共施設			内 9 高梨歯科医院
1	勝浦市役所	●	内 10 福永歯科医院
2	勝浦市芸術文化交流センター・キユステ	●	内 11 勝浦総合歯科クリニック
3	勝浦集会所・図書館	●	内 12 鈴木歯科医院
4	興津集会所(自由乗降区域内)	●	外 13 サワキ歯科医
5	総野集会所	●	外 14 なかやち歯科医院
6	美園健康福祉センター(美園保健所)	●	商業施設等
7	保健福祉センター	●	内 1 ペシアスパーセンター 勝浦店
8	勝浦小学校	●	内 2 ウエルシア 勝浦新官店
9	浜勝浦区区民館	●	内 3 ヤックスドラッグ 勝浦店
			内 4 コカラファイン 勝浦墨名店
金融機関等			内 5 ファッションセンターしまむら 勝浦店(自由乗降区域内)
1	京葉銀行 勝浦支店	●	内 6 タカヨシ 興津店
2	千葉興業銀行 勝浦支店	●	外 7 勝浦つるるんるん温泉
3	誠信信用金庫 勝浦支店	●	内 8 セブンイレブン 国際武道大学前店
4	勝浦郵便局	●	内 9 ファミリーマート 国際武道大学前店
5	総野郵便局	●	外 10 シーフレア勝浦入口
		川津地区	
1	アンダーン勝浦周辺	●	内 4 新勝浦市漁業協同組合川津支所周辺
2	白へば(しらへば)入口周辺	●	内 5 元明月園周辺
3	川津消防詰所周辺	●	内 6 万名浦(まんなんうら)団地周辺
		御宿町	
1	御宿駅	●	内 6 御宿駅入口
2	御宿農協前	●	内 7 須賀
3	久保	●	内 8 妙音寺
4	御宿四角	●	内 9 御宿港
5	御宿小前	●	内 10 サンドライブイン

勝浦市公共交通 ガイドマップ

Katsuura City
Bus & Train & Taxi Information



デマンドタクシー自由乗降区域 上野地区・大谷・谷田川・買込の一部・大谷の一部・大谷の一部

デマンドタクシー共通乗降場所

乗降場所	乗降場所
① 勝浦市立総合体育館	① 勝浦市立総合体育館
② JR上野駅	② JR上野駅
③ JR上野駅西口	③ JR上野駅西口
④ JR上野駅南口	④ JR上野駅南口
⑤ JR上野駅北口	⑤ JR上野駅北口
⑥ JR上野駅東口	⑥ JR上野駅東口
⑦ JR上野駅西口西口	⑦ JR上野駅西口西口
⑧ JR上野駅南口南口	⑧ JR上野駅南口南口
⑨ JR上野駅北口北口	⑨ JR上野駅北口北口
⑩ JR上野駅東口東口	⑩ JR上野駅東口東口
⑪ JR上野駅西口西口西口	⑪ JR上野駅西口西口西口
⑫ JR上野駅南口南口南口	⑫ JR上野駅南口南口南口
⑬ JR上野駅北口北口北口	⑬ JR上野駅北口北口北口
⑭ JR上野駅東口東口東口	⑭ JR上野駅東口東口東口
⑮ JR上野駅西口西口西口西口	⑮ JR上野駅西口西口西口西口
⑯ JR上野駅南口南口南口南口	⑯ JR上野駅南口南口南口南口
⑰ JR上野駅北口北口北口北口	⑰ JR上野駅北口北口北口北口
⑱ JR上野駅東口東口東口東口	⑱ JR上野駅東口東口東口東口
⑲ JR上野駅西口西口西口西口西口	⑲ JR上野駅西口西口西口西口西口
⑳ JR上野駅南口南口南口南口南口	⑳ JR上野駅南口南口南口南口南口
㉑ JR上野駅北口北口北口北口北口	㉑ JR上野駅北口北口北口北口北口
㉒ JR上野駅東口東口東口東口東口	㉒ JR上野駅東口東口東口東口東口
㉓ JR上野駅西口西口西口西口西口西口	㉓ JR上野駅西口西口西口西口西口西口
㉔ JR上野駅南口南口南口南口南口南口	㉔ JR上野駅南口南口南口南口南口南口
㉕ JR上野駅北口北口北口北口北口北口	㉕ JR上野駅北口北口北口北口北口北口
㉖ JR上野駅東口東口東口東口東口東口	㉖ JR上野駅東口東口東口東口東口東口
㉗ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口	㉗ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口
㉘ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口	㉘ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口
㉙ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口	㉙ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口
㉚ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口	㉚ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口
㉛ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口	㉛ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口
㉜ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口	㉜ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口
㉝ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口	㉝ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口
㉞ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口	㉞ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口
㉟ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口西口	㉟ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口西口
㊱ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口南口	㊱ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口南口
㊲ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口北口	㊲ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口北口
㊳ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口東口	㊳ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口東口
㊴ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口	㊴ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口
㊵ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口	㊵ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口
㊶ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口	㊶ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口
㊷ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口	㊷ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口
㊸ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口	㊸ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口
㊹ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口	㊹ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口
㊺ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口	㊺ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口
㊻ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口	㊻ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口
㊼ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口	㊼ JR上野駅西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口西口
㊽ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口	㊽ JR上野駅南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口南口
㊾ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口	㊾ JR上野駅北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口北口
㊿ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口	㊿ JR上野駅東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口東口

時刻表	時刻表
1 型	08:00 09:30 11:00 13:30 15:00 16:30
2 型	08:00 09:30 11:00 13:30 15:00 16:30
3 型	08:00 09:30 11:00 13:30 15:00 16:30
4 型	08:00 09:30 11:00 13:30 15:00 16:30
5 型	08:00 09:30 11:00 13:30 15:00 16:30
6 型	08:00 09:30 11:00 13:30 15:00 16:30

ご乗車までの流れ
①利用希望者(氏名・生年月日・性別・電話番号・住所・連絡先)
②乗降区域・乗降場所を確認
③予約受付センターへ電話(氏名・住所・乗降先・利用日・利用する車・希望の乗降場所)
④乗降場所を確認
⑤乗降場所を確認
⑥乗降場所を確認
⑦乗降場所を確認
⑧乗降場所を確認
⑨乗降場所を確認
⑩乗降場所を確認
⑪乗降場所を確認
⑫乗降場所を確認
⑬乗降場所を確認
⑭乗降場所を確認
⑮乗降場所を確認
⑯乗降場所を確認
⑰乗降場所を確認
⑱乗降場所を確認
⑲乗降場所を確認
⑳乗降場所を確認
㉑乗降場所を確認
㉒乗降場所を確認
㉓乗降場所を確認
㉔乗降場所を確認
㉕乗降場所を確認
㉖乗降場所を確認
㉗乗降場所を確認
㉘乗降場所を確認
㉙乗降場所を確認
㉚乗降場所を確認
㉛乗降場所を確認
㉜乗降場所を確認
㉝乗降場所を確認
㉞乗降場所を確認
㉟乗降場所を確認
㊱乗降場所を確認
㊲乗降場所を確認
㊳乗降場所を確認
㊴乗降場所を確認
㊵乗降場所を確認
㊶乗降場所を確認
㊷乗降場所を確認
㊸乗降場所を確認
㊹乗降場所を確認
㊺乗降場所を確認
㊻乗降場所を確認
㊼乗降場所を確認
㊽乗降場所を確認
㊾乗降場所を確認
㊿乗降場所を確認

